

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月30日（平成28年（行個）諮問第110号）

答申日：平成30年3月19日（平成29年度（行個）答申第213号）

事件名：本人の子の労災事故に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2014年特定月日に被災者が、労災事故により、特定労働基準監督署長に労災請求した労災請求に関する調査復命書及び添付資料のすべて。原処分庁が出した資料。審査官が収集した資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、広島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年2月3日付け広労発基0203第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 開示を求めた文書

審査請求人は、平成28年特定日付で「2014年特定月日に被災者が、労災事故により特定労働基準監督署労災請求した労災請求に関する調査復命書及び添付資料のすべて。原処分庁が出した資料。審査官が収集した資料」につき、保有個人情報の開示請求を行った。

イ 処分庁の判断

処分庁は、審査請求人からの開示請求に係る保有個人情報につき、①法14条2号が規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつ同号但書きイ～ハのいずれにも該当しない、②同法14条3号が規定する法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、③法14条7号柱書きが規定する事務又

は事業に関する情報に該当するとして、平成27年10月8日付広
労基審発27-2号審査請求事件に関する照会について（案）及び
これに対する加害会社からの回答書は開示したものの、その他原処
分庁が提出した資料についてはその大部分を不開示とした。

ウ 労災給付請求において処分の根拠となる資料を開示しない手続的瑕
疵について

（ア）本件不支給処分における保有個人情報の不開示

審査請求人は、本審査請求とは別に、特定労働基準監督署長が平
成27年特定月日付で行った遺族補償年金及び葬祭料の不支給処分
（以下「本件不支給処分」という。）に対して、保有個人情報の開
示を請求したところ、労働基準監督署長は、膨大な資料の殆どを墨
塗りにして開示した。

（イ）加害会社による虚偽の事実の陳述

しかし、墨塗りの資料によっては、加害会社が、本件不支給処分
にあたって実施された調査において、どのような事実を主張したの
か全く判らず、加害会社が労働基準監督署の事情聴取に対して常に
真実を陳述するとは考えられず、かえって、加害企業が自らの責任
を免れるために虚偽の事実を陳述することが強く推認されるのであ
る。

実際に、加害会社の部長及び従業員は、審査請求人が別途提起し
た民事損害賠償請求訴訟において実施された証人尋問や提出された
陳述書において、本件不支給処分において労働基準監督署が実施し
た事情聴取とは明らかに異なる供述をしているところ、審査請求人
において、不支給処分を取り消す旨の審査請求を棄却した広島労働
者災害補償保険審査官の決定に対して、再審査請求を申立て中であ
る。

（ウ）本件不支給処分が、不公正、不適正な手続であること

本件不支給処分は、加害企業から聴取をした一方的で真実である
ことの保証もない事実に基づいて判断された可能性があり、到底公
正で、適正な処分となり得ないことは明らかであり、処分庁が調査
した聴取書等の資料を墨塗りにして開示したことは、審査請求人に反
論の機会を与えないことに等しく、不公正、不適正な手続といわざ
るを得ない。

厚生労働省が「VDT作業における労働衛生管理のためのガイド
ラインについて」や「過重労働による健康障害防止のための総合対
策」を策定した趣旨は、広く民間企業に対する指導等を通じて実施
することにより、労働者の健康障害を防止し、健全な労働衛生を推
進することが求められるところ、加害企業は、これらの厚生労働省

の施策を真っ向から否定する劣悪な職場環境の下に長時間労働を強いる企業体質の会社であり、厳しく指弾されなければならない企業なのである。

そうすると、特定労働基準監督署長及び広島労働者災害補償保険審査官が、審査請求人に加害企業から聴取をした事実を開示しないこと自体、審査請求人に対し、加害企業の労働衛生管理や健康障害防止に反する業務実態の主張を許さず、安全配慮義務に反した業務実態に目を向けないものであり、本件不支給処分は、加害企業の陳述する事実に基づいてなされたという違法があるといわざるを得ない。

ことに、本件不支給処分は、最終的には、司法審査の対象となるのであり、司法審査においては、墨塗りした内容の事実自体の認定が争点となり、本件不支給処分の判断の当否が問題となるのであるから、本件審査請求手続において、処分庁がその判断の資料を墨塗りして開示した方法自体、明らかに不公正、不適正な手続であり、行政手続で審査請求を規定した法律の趣旨を否定する手続きであるから、処分庁は審査請求人に対し、聴取書等を墨塗りしない資料を開示すること強く求め、本審査請求の申立てに及ぶものである。

エ 本来開示されるべき情報が、不開示情報に含まれていること

(ア) はじめに

処分庁の挙げる前記イの不開示理由には、次のとおり理由がなく、少なくとも次に掲げる(イ)ないし(カ)の資料は開示されなければならない。

(イ) 「被災者事案資料一覧資料」No 62, 64, 67, 68, 70, 71, 73, 74について

処分庁が不開示とした資料のうち、No 62, 64, 67, 68, 70, 71, 73, 74(以下、「被災者事案資料一覧資料」の資料番号を参照する。)は、被災者の診療履歴及びその内容を記載した文書であると思料されるところ、かかる資料に含まれるのは被災者本人に関する保有個人情報であり、被災者が自死していることから、これらの情報の開示が本人の権利利益を害するおそれはなく、本来開示されるべき被災者本人の個人に関する情報まで不開示情報に含められていることが明らかである。

また、上記資料は、被災者の法定相続人である審査請求人の同意書を付した上で労災保険給付の決定上必要な調査を行った結果、各医療機関等から送付されたものであり、回答者らは同意者である審査請求人への調査結果の開示を当然予定しているはずである。

したがって、これらの情報を審査請求人に開示することにより、

労災保険給付の決定上必要な調査を行うという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報ではない。

よって、N o 6 2, 6 4, 6 7, 6 8, 7 0, 7 1, 7 3, 7 4 の各資料は全部開示されるべきである。

(ウ) 資料N o 4 1, 4 3ないし6 0について

処分庁が開示した資料N o 4 1ないし6 0は、厚生労働事務官作成の聴取書及び電話聴取書であり、加害会社特定企業名（以下、「加害会社」という。）の従業員等本件労災事件の関係者から厚生労働事務官が事情聴取した結果が録取されているものと思料される。ところ、その大部分が墨塗りとなり不開示となっている。

これらの者に対する厚生労働事務官の事情聴取は、労災保険給付の決定上必要な調査として行われたのであるから、当然被災者本人の個人に関する情報が含まれているはずである。

それにも関わらず、資料N o 4 1, 4 3ないし6 0は、被聴取者の氏名、生年月日の外、聴取内容もすべて墨塗りとされて不開示となっているところ、保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分が容易であるにも関わらず、本来開示されるべき被災者本人の個人に関する情報まで墨塗りとなっている可能性が極めて高い。

よって、資料N o 4 1, 4 3ないし6 0に不開示情報が含まれているとしても、不開示情報に該当する部分とそうではない部分、すなわち被災者本人の個人に関する情報につき、開示されなければならないことは明らかである。

(エ) 資料N o 4 2について

資料N o 4 2, 加害会社が特定労働基準監督署長宛に提出した申立書であり、その一部が墨塗りされ不開示となっている。

非開示となっている「(4) 仕事への意欲, 業務中の言動, 業務の能率」「(6) 業務が特に過重であったか否か(状況, 程度, 同僚との比較において)」「3 被災者の性格, 趣味, 嗜好」, 「4 被災者の発病の原因について」は、いずれも被災者本人の個人に関する情報であることは明らかであり、不開示情報には、本来開示されるべき被災者の個人に関する情報まで墨塗りとなっている。

また、申立書の作成者氏名の開示さえしなければ、上記不開示部分の開示により開示請求者以外の個人を識別することはできず、法14条2号本文に該当しない。

そして、上述のとおり不開示となっている情報はいずれも被災者本人の個人に関する情報であることから、係る情報は加害会社の正当な利益を害するものではなく、また、労災保険給付の決定上必要

な調査を行うという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報ではない。

よって、資料N o 4 2の資料は開示されなければならない。

(オ) 資料N o 7 7, 7 8, 8 1, 8 4, 8 5, 9 0ないし9 7について

これらの資料は、事業場提出資料であることは判明しているものの、具体的な資料の標目すら審査請求人に開示されておらず、処分庁の主張するような法14条3号ないし法14条7号柱書き(原文ママ)の該当性について反論すら許さないもので、極めて不公正な手続であると指摘せざるを得ない。

また、これらの資料についても、労災保険給付の決定上必要な調査として行われたのであるから、当然被災者の個人に関する情報が含まれているはずであるところ、保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分が容易であるにも関わらず、本来開示されるべき被災者本人の個人に関する情報まで墨塗りとなっている可能性が極めて高い。

したがって、これらの資料についても開示されなければならない。

(カ) 資料N o 9 8について

資料N o 9 8は、広島労働局地方労災医員協議会(精神部会)における協議結果についてと題する文書であるところ、同文書は、被災者の特定病名に係る業務起因性の医学的意見を記載したものであり、前記(イ)で指摘したのと同様に、被災者の精神疾患の内容及びその程度等に関する情報であることから、被災者本人の個人に関する情報であることは明らかであり、不開示部分は全て開示されるべきである。

また、不開示情報はいずれも被災者本人の個人に関する情報であることから、係る情報は加害会社の正当な利益を害するものではなく、また、地方労災医員及び同協議会の職務は、労働者災害補償保険法の規定による保険給付にかかる事務のうち医学に関する専門的知識を要するものの処理であるところ、かかる職務を処理した結果を審査請求人に開示することによって、当該事務の遂行に支障が生じるおそれなどないことは明らかである。

したがって、N o 9 8の資料は開示されなければならない。

オ 結語

以上述べたとおり、不開示となった資料を開示すべきであるから、審査請求の趣旨記載のとおり不服を申し立てる。

(2) 意見書

諮問庁は、原処分において、不開示とした部分のうち一部を新たに開

示するものの、依然として原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

開示請求者が審査請求において主張したとおり、労災請求に関する調査復命書及び添付資料を墨塗りにして一部を開示したことは、審査請求人に労災請求に関する審査請求手続において反論の機会を与えないことに等しく、審査請求を定めた法の趣旨を蔑ろにする不公正、不適正な手続といわざるを得ない。

したがって、諮問庁が原処分は相当であるとして不開示部分を維持したことは不当であり、開示請求人は調査復命書等の資料の全部開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成28年1月18日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「2014年特定月日に被災者が、労災事故により、特定労働基準監督署に労災請求した労災請求に関する調査復命書及び添付資料の全て（原処分庁が出した資料、審査官が収集した資料を含む。）」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成28年2月3日付け広労発基0203第3号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成28年3月29日付け（同年4月1日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、2014年特定月日に被災者が、労災事故により、特定労働基準監督署に労災請求した労災請求に関する調査復命書及び添付資料の全て（原処分庁が出した資料、審査官が収集した資料を含む。）である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2、4の①、5、10の②、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①、19の①、22、2

3, 24, 25, 26, 27の②, 27の③, 29の①, 30, 37の①, 38の①, 39の①, 40の①, 41の①, 42の①, 43の①, 44の①, 46の①, 47, 48, 49, 50の②, 50の③, 51及び52の②の不開示部分は, 請求者以外の氏名, 印影など, 請求者以外の個人に関する情報であって, 請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため, 当該情報は, 法14条2号本文に該当し, かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち, 文書番号4の②, 11の③, 12の②, 13の②, 14の②, 15の②, 16の②, 17の②, 18の②, 19の②, 21, 29の②, 37の②, 38の②, 39の②, 40の②, 41の②, 42の②, 43の②, 44の②及び46の②の不開示部分は, 特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり, 請求者以外の特定期間から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には, 被聴取者等が, 不当な干渉を受けることが懸念され, 請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため, 当該情報は, 法14条2号本文に該当し, かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち, 文書番号10の①, 11の②, 28及び52の①の不開示部分は, 特定事業場等の印影である。印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり, かつ, これにふさわしい形状のものであることから, これらの情報が開示された場合には, 偽造により悪用されるおそれがある等, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち, 文書番号10の③, 27の①, 27の③, 50の①, 50の③及び52の③の不開示部分は, 特定事業場の業務内容に関する情報等であり, 当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため, 仮にこれらの情報が開示された場合には, 当該事業場が, 当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法14条3号イに該当するため, 原処分を維持して不開

示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の②、11の③、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、19の②、21、29の②、37の②、38の②、39の②、40の②、41の②、42の②、43の②、44の②及び46の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号10の③、27の①、27の③、46の③、50の①、50の③及び52の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7

号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持し不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年6月30日付け厚生労働省発基06301号により諮問した平成28年(行個)諮問第110号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下の下線のとおり修正

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の①、4の①、5の①、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18の①、19の①、22の①、23、24の①、25、26、27の②、27の③、29の①、30の①、37の①、38の①、39の①、40の①、41の①、42の①、43の①、44の①、46の①、47、48、49、50の②、50の③、51及び52の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、19の②、21、29の②、37の②、38の②、39の②、40の②、41の②、42の②、43の②、44の②及び46の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者

以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) (略)

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号10の③、22の②、24の②、27の①、27の③、46の③、50の①、50の③及び52の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしている内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した情報のうち、文書番号2の②、5の②、10の②、11の③、11の④、12の②、30の②、37の②、37の③、37の④及び52の④の不開示部分は、特定事業場が委託した弁護士の氏名、電話番号の記載及び印影等に関する情報であり、委託した弁護士の氏名等が明らかになった場合には、当該弁護士の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないことから、当該情報は法14条3号イにも該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号4の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18の②、19の②、21、29の②、37の②、38の②、39の②、40の②、41の②、42の②、43の②、44の②及び46の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、

公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号10の③、27の①、27の③、50の①、50の③及び52の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11の③及び37の④の不開示部分は、特定事業場が委託した弁護士に関する情報であり、当該情報が明らかになった場合には、当該弁護士の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他性等な利益を害するおそれがあることは、上記イ(ウ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該弁護士に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った弁護士の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該弁護士が開示することに同意している場合は別として、法14条7項柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とす

ることが妥当である。

2 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文 書 番 号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法 1 4 条 該 当号		
			2 号	3 号 イ	7 号 柱 書
2	審査請求にか かかる証拠 となるべき 資料の提出 について	① 4 頁, 5 頁及び 7 頁の不開示部分 (ただし ②を除く)	○		
		② 4 頁 3 4 行目不開示部分, 7 頁 2 0 行目不 開示部分		○	
5	資料一覧①	① 3 頁不開示部分 (ただし②を除く), 4 頁 不開示部分 (4 1 行目 2 2 文字目ないし 2 5 文字目を除く), 5 頁 4 1 行目 5 文字目ない し 1 7 文字目, 4 4 行目 5 文字目ないし 2 3 文字目, 4 5 行目 5 文字目ないし 2 3 文字目	○		
		② 3 頁 2 2 行目不開示部分, 6 頁不開示部分		○	
1 0	労災保険給 付調査にか かる資料の 提出につい て等	② 4 頁回答作成者氏名印影部分		○	
1 1	履歴書, 申 立書等	① 7 頁不開示部分	○		
		③ 4 頁の不開示部分, 8 頁の不開示部分		○	○
		④ 3 頁 7 行目ないし 9 行目		○	
1 2	聴取書②	② 1 頁 1 1 行目ないし 5 頁 1 2 行目の不開示 部分 (項番を除く)	○	○	○
1 5	聴取書⑤	② 1 頁 1 1 行目ないし 6 頁 7 行目の不開示部 分 (項番を除く), 7 頁の聴取内容 1 行目な いし 6 行目, 8 頁の聴取内容 1 行目ないし 9 頁 3 行目	○		○

2 2	意見書の提出依頼について①	① 4 頁印影部分, 1 5 頁不開示部分, 1 6 頁不開示部分, 2 5 頁不開示部分, 2 6 頁不開示部分, 3 3 頁不開示部分, 5 4 頁不開示部分	○		
		② 4 6 頁ないし 5 0 頁不開示部分, 6 1 頁不開示部分		○	
2 4	意見書の提出依頼について③	① 3 頁不開示部分, 1 4 頁の医師署名印影部分, 1 6 頁の医師署名印影部分	○		
		② 1 2 頁不開示部分, 1 3 頁不開示部分 (医師の氏名部分を除く), 1 4 頁不開示部分 (ただし①を除く), 1 6 頁不開示部分 (ただし①を除く)		○	
2 7	就業規則等	② 3 7 頁, 4 1 頁ないし 4 4 頁不開示部分	○		
3 0	資料一覧②	① 3 頁不開示部分 (ただし②を除く), 4 頁不開示部分 (4 1 行目 2 2 文字目ないし 2 5 文字目を除く), 5 頁 4 1 行目 5 文字目ないし 1 7 文字目, 4 4 行目 5 文字目ないし 2 3 文字目, 4 5 行目 5 文字目ないし 2 3 文字目	○		
		② 3 頁 2 2 行目不開示部分, 6 頁不開示部分		○	
3 7	聴取書⑫	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 8 文字目, 1 9 文字目, 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目, 8 行目 1 7 文字目ないし 9 行目 2 1 文字目, 1 0 頁不開示部分	○		
		② 1 頁 1 1 行目ないし 5 頁 1 2 行目の不開示部分 (項番を除く)	○	○	○
		③ 6 頁不開示部分		○	
		④ 7 頁不開示部分		○	○
3 8	聴取書⑬	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 8 文字目, 1 9 文字目, 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目, 8 行目 1 7 文字目ないし	○		

		9行目19文字目, 8頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 18文字目, 19文字目, 6行目13文字目ないし24文字目, 14頁電話番号欄, 聴取者氏名欄の記載, 16頁電話連絡先欄, 被聴取者氏名欄の記載, 17頁電話連絡先欄, 被聴取者氏名欄の記載, 19頁電話連絡先欄, 被聴取者氏名欄の記載			
40	聴取書⑮	②1頁11行目ないし6頁7行目の不開示部分(項番を除く), 7頁の聴取内容1行目ないし6行目, 8頁の聴取内容1行目ないし9頁3行目	○		○
46	意見書の提出依頼について④	①61頁印影部分, 72頁不開示部分, 73頁不開示部分, 82頁不開示部分, 83頁不開示部分, 90頁不開示部分, 109頁不開示部分	○		
		③101頁ないし105頁不開示部分, 116頁不開示部分		○	
50	就業規則等	①2頁不開示部分, 3頁不開示部分, 4頁不開示部分(17行目を除く), 6頁不開示部分, 7頁不開示部分(15行目を除く), 8頁不開示部分, 10頁ないし32頁不開示部分, 33頁の「雇入の経過」「照会先」の記載部分, 46頁不開示部分, 49頁不開示部分, 52頁不開示部分, 55頁不開示部分, 58頁ないし77頁不開示部分, 78頁不開示部分, 79頁不開示部分, 80頁不開示部分		○	○
		③47頁不開示部分, 48頁不開示部分, 50頁不開示部分, 51頁不開示部分, 53頁不開示部分, 54頁不開示部分, 56頁不開示部分, 57頁不開示部分	○	○	○
52	照会(回答)書	②12頁不開示部分	○		
		④1頁作成者署名・印影部分		○	

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月14日 審議
- ④ 同年8月9日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 平成29年11月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成30年2月26日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑦ 同年3月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「2014年特定月日に被災者が、労災事故により、特定労働基準監督署長に労災請求した労災請求に関する調査復命書及び添付資料のすべて。原処分庁が出した資料。審査官が収集した資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号52に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、広島労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、本件開示決定（平成28年2月3日）以前に広島労働者災害補償保険審査官の決定が行われており、審査請求人へ当該決定書（以下「決定書」という。）が送付済みであるとのことである。

そうすると、審査請求人は、本件開示決定以前に、決定書記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書の内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

- ア 通番1，通番5，通番14，通番16，通番18，通番22，通番28，通番37，通番44，通番46，通番50，通番52，通番56，通番62及び通番69について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した者の職氏名、聴取場所、その他審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、決定書の内容から、当該被聴取者の氏名は審査請求人が知り得るものであると認められることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 通番4，通番17，通番19，通番21，通番23，通番25，通番27，通番29，通番30（下記力を除く。），通番43，通番51，通番53，通番55，通番57，通番59，通番61，通番63及び通番65（下記力を除く。）について

当該部分は、被聴取者の氏名及び被災者との関係、審査請求人以外の第三者の聴取内容、意見書並びに特定労働基準監督署で認定した労働時間に関する記載内容であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、いずれも、決定書において既に開示されている情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準行政機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番10について

当該部分は、文書の一般的な呼称であることから、法14条2号の個人に関する情報に該当せず、開示すべきである。

エ 通番12及び通番49について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の職氏名等に関する記載内容であるが、決定書において既に開示されている情報と同一の内容であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準行政機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番15及び通番47について

当該部分は、聴取内容であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、決定書において既に開示されてい

る情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得る情報であることから同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準行政機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番30（5頁及び6頁不開示部分）及び通番65（7頁及び8頁不開示部分）について

当該部分は、被災者が記載した資料であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、被災者の父である審査請求人に知り得る情報であることから、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当し、また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準行政機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番67について

当該部分は、文書送付案内であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が諮問に当たり新たに開示するとしている情報と同じ内容であることから、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1, 通番5, 通番10, 通番14, 通番16, 通番18, 通番20, 通番22, 通番24, 通番26, 通番28, 通番31（印影部分を除く。）、通番33（署名及び印影部分を除く。）、通番37, 通番39, 通番44, 通番46, 通番50, 通番52, 通番54, 通番56, 通番58, 通番60, 通番62, 通番64（印影部分を除く。）、通番67（署名及び印影部分を除く。）、通番68（署名及び印影部分を除く。）、通番69, 通番71及び通番75について

当該部分は、審査請求人以外の個人の氏名、肩書き、署名、所属企業とその役職、部門名、コード番号、連絡先、生年月日、聴取場

所，本人確認書類，出勤状況及び賃金支払状況であり，それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分のうち，氏名，肩書き，署名，所属企業とその役職，部門名，コード番号，連絡先，生年月日及び本人確認書類については，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。また，その余の部分については，同僚等の職場関係者にとって，当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3及び通番42について

当該部分は，「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄及び「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」であり，特定事業場等の関係者の氏名が記載されており，かつ，聴取実施者には○印が付記されている。聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は，一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず，当該部分は一体として個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番31（印影部分），通番33（署名及び印影部分），通番34，通番64（印影部分），通番67（署名及び印影部分）及び通番68（署名及び印影部分）について

当該部分は，医師の署名及び印影であり，それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については，当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別

部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番36及び通番73について

当該部分は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名及び印影については開示する慣行があるとは認められないことから、上記(ウ)と同様の理由により、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番7, 通番11(9頁部分), 通番41及び通番74について

当該部分は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2, 通番6, 通番8, 通番11(3頁部分), 通番13, 通番45, 通番48及び通番77について

当該部分は、弁護士の氏名、肩書き、連絡先及び印影である。これらは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業を営む個人が特定事業主との間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を営む個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番32, 通番35及び通番66について

当該部分は、特定事業場におけるコード番号等であり、一般に公にしていない内部管理情報であることから、これを開示すると、取

引関係の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について（通番4，通番17，通番19，通番21，通番23，通番25，通番27，通番29，通番30，通番43，通番51，通番53，通番55，通番57，通番59，通番61，通番63及び通番65について）

（ア）通番4及び通番43のうち被聴取者の氏名及び被災者との関係に関する部分並びに通番21，通番25，通番27，通番55，通番59及び通番61の被聴取者の署名及び印影については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番17，通番19，通番23，通番29，通番51，通番53，通番57及び通番63のうち聴取書に記載された被聴取者の署名及び印影については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）通番30及び通番65のうち、医師の署名及び印影については、上記ア（ウ）と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（エ）その余の部分については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び第三者から提出を受けた資料であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識して

いる事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番9, 通番12, 通番38, 通番49及び通番76について

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した特定事業場の内部情報に関する資料及び意見であって、審査請求人が知り得ないものである。これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番70について

a 当該部分のうち78頁の不開示部分は、特定事業場の印影であり、上記イ(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した特定事業場の内部情報に関する資料及び意見であって、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番40及び通番72について

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した特定事業場の内部情報に関する資料及び意見であり、上記エ(ア)と同様に理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番15及び通番47について

a 当該部分のうち聴取書に記載された被聴取者の署名及び印影部分については、上記ウ(イ)と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもな

く、不開示とすることが妥当である。

- b その余の部分については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、上記ウ（エ）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、広島労働者災害補償保険審査官の決定を不服として、審査請求人が労働保険審査会に再審査請求を行い、原処分後に、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該事件プリント等の送付により、当該事件プリント等の記載情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該事件プリント等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 に お い て 不 開 示 と さ れ て い る 部 分	5 不 開 示 情 報 (法 1 4 条 該 当 号)			6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	審 査 請 求 に 係 る 意 見 書 の 提 出 に つ い て		-				
2	審 査 請 求 に か か る 証 拠 と な る べ き 資 料 の 提 出 に つ い て	1	① 4 頁, 5 頁 及 び 7 頁 の 不 開 示 部 分 (た だ し ② を 除 く 。)	○			4 頁, 5 頁 1 行 目 な い し 2 2 行 目 の 不 開 示 部 分, 3 4 行 目 不 開 示 部 分, 4 3 行 目 不 開 示 部 分
		2	② 4 頁 3 4 行 目 不 開 示 部 分, 7 頁 2 0 行 目 不 開 示 部 分		○		
			6 頁 不 開 示 部 分	新 た に 開 示			
3	遺 族 補 償 年 金 支 給 請 求 書 等		-				
4	精 神 障 害 の 業 務 起 因 性 判 断 の た め の 調 査	3	① 2 2 頁 父 及 び 母 の 記 載 部 分 を 除 く 不 開 示 部 分 全 て	○			
		4	② 1 頁 不 開 示 部 分, 2 頁 不 開 示 部 分, 4 頁 不 開 示 部 分 (上 部 の 「 具	○		○	1 頁 不 開 示 部 分, 2 頁 不 開 示 部 分, 4 頁 不 開

<p>復命書 ①</p>	<p>4</p>	<p>体的出来事」欄の12行目1文字目ないし13行目5文字目を除く。), 6頁不開示部分, 7頁不開示部分, 9頁不開示部分, 10頁不開示部分, 11頁不開示部分, 12頁不開示部分, 13頁不開示部分, 14頁不開示部分, 15頁不開示部分, 16頁不開示部分, 17頁不開示部分, 19頁不開示部分全て, 23頁不開示部分全て</p>	<p>○</p>		<p>○</p>	<p>示部分(下部の「具体的出来事」欄の9行目18文字目及び19文字目を除く。), 6頁不開示部分, 7頁調査結果欄17行目ないし21行目, 22行目7文字目ないし最終文字, 9頁調査結果欄1行目ないし26行目, 27行目7文字目ないし最終行, 10頁調査結果欄1行目ないし16行目, 17行目7文字目ないし最終文字, 10頁認定事実欄, 11頁調査結果欄, 12頁調査結果欄17行目1文字目ないし41行目16文字目, 42行目15文字目ないし最終行, 13頁調査結果欄1行目ないし37行目, 38行目12文字目ないし最終行, 14頁調査結果欄, 1</p>
------------------	----------	--	----------	--	----------	---

						5 頁 不 開 示 部 分, 1 6 頁 不 開 示 部 分 (調 査 結 果 欄 の 被 聴 取 者 の 氏 名 及 び 被 災 者 と の 関 係 に 関 する 部 分 を 除 く。) 1 7 頁 不 開 示 部 分, 1 9 頁 不 開 示 部 分, 2 3 頁 不 開 示 部 分 全 て
			③ 4 頁 「 具 体 的 出 来 事 (仕 事 内 容 ・ 仕 事 量 (大 き な) 変 化 を 生 じ さ せ る 出 来 事 が あ っ た) 」 欄 1 2 行 目 1 文 字 目 ない し 1 3 行 目 5 文 字 目, 2 2 頁 父 及 び 母 の 記 載 部 分	新 た に 開 示		
5	資 料 一 覧 ①	5	① 3 頁 不 開 示 部 分 (た だ し ② を 除 く。), 4 頁 不 開 示 部 分 (4 1 行 目 2 2 文 字 目 ない し 2 5 文 字 目 を 除 く。), 5 頁 4 1 行 目 5 文 字 目 ない し 1 7 文 字 目, 4 4 行 目 5 文 字 目 ない し 2 3 文 字 目, 4 5 行 目 5 文 字 目 ない し 2 3 文 字 目	○		3 頁, 4 頁 2 行 目 ない し 8 行 目, 2 0 行 目 及 び 2 9 行 目 不 開 示 部 分
		6	② 3 頁 2 2 行 目 不 開 示 部 分, 6 頁 不 開 示 部 分		○	
			③ 4 頁 4 1 行 目 2 2 文 字 目 ない し 2 5 文 字 目	新 た に 開 示		

			， 5 頁 1 行目 2 5 文字目ないし 2 8 文字目， 8 行目 2 1 文字目ないし 2 3 文字目， 1 5 行目 1 8 文字目ないし 1 6 行目 1 文字目				
6	労働時間集計表等		-				
7	申立書①		-				
8	聴取書等①		-				
9	電話聴取書等①		-				
10	労災保険給付調査にかかると資料の提出について等	7	① 4 頁事業場印影部分		○		
		8	② 4 頁回答作成者氏名印影部分		○		
		9	③ 5 頁不開示部分， 1 0 頁不開示部分， 1 1 頁不開示部分， 1 2 頁不開示部分， 1 3 頁不開示部分		○	○	
			④ 9 頁不開示部分	新たに開示			
11	履歴書， 申立書等	10	① 7 頁不開示部分	○			右上の縦書き部分
		11	② 3 頁の印影部分， 9 頁の印影部分		○		
		12	③ 4 頁の不開示部分， 8 頁不開示部分		○	○	4 頁 6 行目不開示部分及び 1 1 行目不開示部分
		13	④ 3 頁 7 行目ないし 9 行目		○		
			⑤ 3 頁の 1 3 行目	新たに開示			

1 2	聴取書 ②	1 4	① 1頁2行目3文字目 ないし最終文字，3行 目3文字目ないし最終 文字，4行目3文字目 ないし最終文字，5行 目7文字目，8文字 目，10文字目，12 文字目，13文字目， 18文字目，19文字 目，6行目13文字目 ないし24文字目，8 行目17文字目ないし 9行目21文字目	○			1頁3行目3文 字目ないし最終 文字，4行目3 文字目ないし最 終文字，6行目 13文字目ない し24文字目
		1 5	② 1頁11行目ないし 5頁12行目の不開示 部分（項番を除く。）	○	○	○	1頁11行目な いし3頁3行目 27文字目，4 行目3文字目な いし11文字 目，15文字目 ないし7行目1 5文字目，7行 目21文字目な いし8行目最終 文字，11行目 1文字目ないし 12行目16文 字目，22文字 目ないし5頁目 9行目
1 3	聴取書 ③	1 6	① 1頁2行目3文字目 ないし最終文字，3行 目3文字目ないし最終 文字，4行目3文字目 ないし最終文字，5行 目7文字目，8文字	○			1頁3行目3文 字目ないし最終 文字，4行目3 文字目ないし最 終文字，6行目 13文字目ない

	<p>目， 1 0 文字目， 1 2 文字目， 1 3 文字目， 1 8 文字目， 1 9 文字目， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目， 8 行目 1 7 文字目ないし 9 行目 1 9 文字目， 8 頁電話番号欄の記載及び聴取者氏名の記載部分， 1 0 頁電話連絡先欄の記載及び被聴取者氏名の記載部分， 1 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 3 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 1 0 文字目， 1 2 文字目， 1 3 文字目， 1 8 文字目， 1 9 文字目， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目， 1 7 頁電話連絡先の記載及び被聴取者氏名の記載部分， 1 9 頁電話連絡先の記載及び被聴取者氏名の記載部分</p>				<p>し 2 4 文字目， 8 頁聴取者氏名の記載部分， 1 0 頁被聴取者氏名の記載部分， 1 1 頁 3 行目 3 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目， 1 7 頁被聴取者氏名の記載部分， 1 9 頁被聴取者氏名の記載部分</p>
1 7	<p>② 1 頁 1 1 行目ないし 7 頁 6 行目の不開示部分（項番を除く。）， 8 頁聴取内容の 1 行目ないし 9 頁の 3 行目（項番を除く。）， 1 0 頁聴取内容の 1 行目ないし 6 行目（項番を</p>	○		○	<p>1 頁目 1 1 行目ないし 2 頁目 9 行目 9 文字目， 1 0 行目 1 文字目ないし 5 頁 3 行目 2 3 文字目， 1 0 行目ないし 1 4 行目，</p>

			除く。), 11頁8行 目ないし16頁15行 目(項番を除く。), 17頁聴取内容の1行 目ないし18頁2行目 (項番を除く。), 1 9頁聴取内容の1行目 ないし8行目			6頁2行目ない し7頁2行目, 8頁聴取内容の 1行目1文字目 ないし6行目2 2文字目, 25 文字目ないし9 頁の3行目最終 文字, 10頁聴 取内容の1行目 ないし6行目, 11頁8行目な いし15頁目1 0行目, 15頁 17行目ないし 16頁11行 目, 17頁聴取 内容の1行目な いし18頁2行 目, 19頁聴取 内容の1行目な いし3行目
1 4	聴取書 ④	1 8	①1頁2行目3文字目 ないし最終文字, 3行 目3文字目ないし最終 文字, 4行目3文字目 ないし最終文字, 5行 目7文字目, 8文字 目, 10文字目, 12 文字目, 17文字目, 18文字目, 6行目1 3文字目ないし24文 字目, 8行目17文字 目ないし9行目19文 字目, 8頁電話番号 欄, 聴取者氏名欄の記 載, 9頁電話番号欄,	○		1頁4行目3文 字目ないし最終 文字, 6行目1 3文字目ないし 24文字目, 8 頁聴取者氏名欄 の記載, 9頁聴 取者氏名欄の記 載, 10頁聴取 者氏名欄の記 載, 11頁聴取 者氏名欄の記載

			聴取者氏名欄の記載， 10頁電話番号欄，聴 取者氏名欄の記載，1 1頁電話番号欄，聴取 者氏名欄の記載			
1 9			②1頁11行目ないし 7頁6行目の不開示部 分（項番を除く。）， 8頁聴取内容の1行目 ないし6行目の不開示 部分（項番を除く。） 9頁聴取内容の1行目 ないし8行目の不開示 部分（項番を除く。）， 10頁聴取内容の1行 目ないし11行目の不 開示部分（項番を除 く。），11頁聴取内 容の1行目ないし19 行目の不開示部分（ 項番を除く。）	○		○ 1頁11行目ないし2 2行目17文字目，2 3行目6文字目ないし 4頁20行目10文字 目，22文字目ないし 22行目13文字目， 16文字目ないし7頁 2行目，8頁聴取内容 の1行目ないし6行 目の不開示部分（被 災者以外の氏名を除 く。），9頁聴取内容 の1行目ないし8行 目の不開示部分，10 頁聴取内容の3行目 ないし11行目の不開 示部分，11頁聴取内 容の1行目ないし19 行目の不開示部分
1 5	聴取書 ⑤	2 0	①1頁2行目3文字目 ないし最終文字，3行 目3文字目ないし最	○		

1 5	聴取書 ⑤	2 0	終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 1 0 文字目， 1 2 文字目， 1 3 文字目， 1 8 文字目， 1 9 文字目， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目， 8 行目 1 7 文字目ないし 9 行目 2 0 文字目， 7 頁電話番号欄， 聴取者氏名欄の記載， 8 頁電話番号欄， 聴取者氏名欄の記載	○		
		2 1	② 1 頁 1 1 行目ないし 6 頁 7 行目の不開示部分（項番を除く。）， 7 頁の聴取内容 1 行目ないし 6 行目， 8 頁の聴取内容 1 行目ないし 9 頁 3 行目	○	○	1 頁 1 1 行目 1 文字目ないし 1 2 行目 6 文字目， 1 3 行目 1 文字目ないし 2 1 行目 1 1 文字目， 最終文字ないし 6 頁 4 行目の不開示部分， 7 頁の聴取内容 3 行目ないし 6 行目， 8 頁聴取内容 1 行目ないし 9 頁 3 行目
1 6	聴取書 ⑥	2 2	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 3 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 5 行目 7 文字目， 9 文字目， 1 1 文字目， 1 2 文字目， 1 7 文字目， 1 8 文字目， 6 行目 1	○		1 頁 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目

			3文字目ないし24文字目，8行目17文字目ないし9行目19文字目				
		2 3	②1頁11行目ないし5頁15行目の不開示部分（項番を除く。）	○		○	1頁11行目ないし17行目，20行目ないし2頁15行目3文字目，24文字目ないし4頁7行目16文字目，19文字目ないし5頁12行目の不開示部分
1 7	聴取書 ⑦	2 4	①1頁2行目3文字目ないし最終文字，3行目3文字目ないし最終文字，4行目3文字目ないし最終文字，5行目7文字目，8文字目，10文字目，12文字目，17文字目，18文字目，8行目17文字目ないし9行目23文字目	○			
		2 5	②1頁11行目ないし5頁4行目（項番を除く。）	○		○	1頁14行目1文字目ないし16行目19文字目，2頁6行目1文字目ないし7行目3文字目，14行目1文字目ないし15行目14文字

							目, 17行目4 字目ないし3頁 目1行目最終文 字, 4頁11行 目1文字目ない し21文字目, 13行目1文字 目ないし4文字 目, 16文字目 ないし24行目 4文字目, 7文 字目ないし17 文字目, 20文 字目ないし5頁 1行目最終文字
1 8	聴取書 ⑧	2 6	① 1頁2行目3文字目 ないし最終文字, 3行 目3文字目ないし最終 文字, 4行目3文字目 ないし最終文字, 5行 目7文字目, 8文字 目, 10文字目, 12 文字目, 13文字目, 18文字目, 19文字 目, 8行目17文字目 ないし9行目21文字 目	○			
		2 7	② 1頁11行目ないし 3頁18行目(項番を 除く。), 4頁ないし 9頁の不開示部分	○		○	1頁11行目1 文字目ないし2 3文字目, 12 行目20文字目 ないし13行目 最終文字, 2頁 1行目ないし2 1行目, 3頁1 行目, 2行目, 4行目ないし1

							7行目, 4頁9行目, 12行目, 13行目, 5頁9行目, 11行目, 6頁9行目, 12行目, 7頁9行目, 12行目, 8頁9行目, 12行目, 13行目, 9頁9行目, 11行目
1 9	聴取書 ⑨	2 8	① 1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 9文字目, 11文字目, 12文字目, 17文字目, 18文字目, 8行目21文字目ないし9行目23文字目	○			1頁4行目3文字目ないし最終文字
		2 9	② 1頁11行目ないし4頁3行目(項番を除く。)	○		○	1頁11行目ないし2頁9行目, 2頁12行目ないし3頁5行目(被災者以外の氏名を除く。), 3頁20行目ないし4頁2行目(被災者以外の氏名を除く。)
			③ 1頁5行目5文字目, 6文字目	新たに開示			

20	診療履歴について（回答） ①		3 頁ないし 8 頁の不 開示部分	新たに開示			
21	意見書等①	30	不開示部分全て	○		○	3 頁「主訴及び自覚症」欄及び「依頼事項にかかる意見（検査成績等）」欄， 4 頁「依頼事項にかかる意見（検査成績等）」欄の 1 行目ないし 2 3 行目， 5 頁不開示部分， 6 頁不開示部分
22	意見書の提出依頼について①	31	① 4 頁印影部分， 1 5 頁不開示部分， 1 6 頁不開示部分， 2 5 頁不開示部分， 2 6 頁不開示部分， 3 3 頁不開示部分， 5 4 頁不開示部分	○			
		32	② 4 6 頁ないし 5 0 頁不開示部分， 6 1 頁不開示部分		○		
			③ 5 頁不開示部分， 9 頁不開示部分， 1 0 頁不開示部分， 1 1 頁不開示部分， 5 1 頁不開示部分， 5 2 頁不開示部分， 5 5 頁不開示部分， 5 7 頁不開示部分	新たに開示			
23	意見書の提出依頼に	33	3 頁印影部分， 6 頁 1 0 行目， 1 2 頁不開示部分， 1 3 頁不開示部	○			

			職・氏名を除く。)				
			6 頁の標題, 日付, 会社名, 代表取締役職・氏名, 社長役職・氏名及び総括部長役職・氏名, 7 頁の取締役総括部長役職・氏名	新たに開示			
2 7	就業規則等	3 8	① 2 頁不開示部分, 3 頁不開示部分, 4 頁不開示部分 (1 7 行目を除く。), 6 頁不開示部分, 7 頁不開示部分 (1 5 行目を除く。) 8 頁不開示部分, 1 0 頁ないし 3 2 頁不開示部分, 3 3 頁の「雇入の経過」「照会先」の記載部分, 4 6 頁不開示部分, 4 9 頁不開示部分, 5 2 頁不開示部分, 5 5 頁不開示部分, 5 8 頁ないし 7 7 頁不開示部分		○	○	
		3 9	② 3 7 頁, 4 1 頁ないし 4 4 頁不開示部分	○			
		4 0	③ 4 7 頁不開示部分, 4 8 頁不開示部分, 5 0 頁不開示部分, 5 1 頁不開示部分, 5 3 頁不開示部分, 5 4 頁不開示部分, 5 6 頁不開示部分, 5 7 頁不開示部分	○	○	○	
			④ 4 頁 1 7 行目, 7 頁 1 5 行目, 9 頁不開示部分, 3 3 頁の「雇入の経過」の欄及び「照	新たに開示			

			会先」欄の記載以外の 全て、45頁不開示部 分				
2 8	聴取書 等⑩	4 1	12頁印影部分		○		
2 9	精神障 害の業 務起因 性判断 のため の調査 復命書 ②	4 2 4 3	① 22頁父及び母の記 載部分を除く不開示部 分全て ② 1頁不開示部分、2 頁不開示部分、4頁不 開示部分（上部の「具 体的出来事」欄の12 行目1文字目ないし1 3行目5文字目を除 く。）、6頁不開示部 分全て、7頁不開示部 分全て、9頁不開示部 分、10頁不開示部 分、11頁不開示部 分、12頁不開示部 分、13頁不開示部 分、14頁不開示部 分、15頁不開示部 分、16頁不開示部 分、17頁不開示部 分全て、19頁不開示部 分全て、23頁不開示 部分全て	○		○	1頁不開示部 分、2頁不開示 部分、4頁不開 示部分（下部の 「具体的出来 事」欄の9行目 18文字目及び 19文字目を除 く。）、6頁不 開示部分、7頁 調査結果欄17 行目ないし21 行目、22行目 7文字目ないし 最終文字、9頁 調査結果欄1行 目ないし26行 目、27行目7 文字目ないし最 終行、10頁調 査結果欄1行目 ないし16行 目、17行目7 文字目ないし最 終文字、10頁 認定事実欄、1 1頁調査結果 欄、12頁調査 結果欄17行目

						1 文字目ない 4 1 行目 1 6 文字 目, 4 2 行目 1 5 文字目ないし 最終行, 1 3 頁 調査結果欄 1 行 目ないし 3 7 行 目, 3 8 行目 1 2 文字目ないし 最終行, 1 4 頁 調査結果欄, 1 5 頁 不 開 示 部 分, 1 6 頁 不 開 示 部 分 (調 査 結 果 欄 の 被 聴 取 者 の 氏 名 及 び 被 災 者 と の 関 係 に 関 す る 部 分 を 除 く 。) 1 7 頁 不 開 示 部 分, 1 9 頁 不 開 示 部 分, 2 3 頁 不 開 示 部 分 全 て
			③ 4 頁 「 具 体 的 出 来 事 」 欄 1 2 行 目 1 文 字 目 ない し 1 3 行 目 5 文 字 目, 2 2 頁 父 及 び 母 の 記 載 部 分	新たに開示		
3 0	資 料 一 覧 ②	4 4	① 3 頁 不 開 示 部 分 (た だ し ② を 除 く 。) , 4 頁 不 開 示 部 分 (4 1 行 目 2 2 文 字 目 ない し 2 5 文 字 目 を 除 く 。) , 5 頁 4 1 行 目 5 文 字 目 ない し 1 7 文 字 目, 4 4 行 目 5 文 字 目 ない し 2 3 文 字 目, 4 5 行 目	○		3 頁, 4 頁 2 行 目 ない し 8 行 目, 2 0 行 目 及 び 2 9 行 目 不 開 示 部 分

			5文字目ないし23文字目				
		4 5	②3頁22行目不開示部分, 6頁不開示部分		○		
			③4頁41行目22文字目ないし25文字目, 5頁1行目25文字目ないし28文字目, 8行目21文字目ないし23文字目, 15行目18文字目ないし16行目1文字目	新たに開示			
3 1	労働時間集計表・請求人提出資料等		-				
3 2	聴取書①		-				
3 3	申立書②		-				
3 4	電話聴取書等②		-				
3 5	申立書③		-				
3 6	意見書等		-				
3 7	聴取書⑫	4 6	①1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目,	○			1頁3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 6行目13文字目ないし24文字目

			1 8 字 目 , 1 9 文 字 目 , 6 行 目 1 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 8 行 目 1 7 文 字 目 不 開 示 部 分 , 9 行 目 2 1 文 字 目 , 1 0 頁 不 開 示 部 分				
		4 7	② 1 頁 1 1 行 目 不 開 示 部 分 (項 番 を 除 く 。)	○	○	○	1 頁 1 1 行 目 不 開 示 部 分 , 3 頁 3 行 目 2 7 文 字 目 , 4 行 目 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 1 1 文 字 目 , 1 5 文 字 目 不 開 示 部 分 , 7 行 目 1 5 文 字 目 , 7 行 目 2 1 文 字 目 不 開 示 部 分 , 8 行 目 最 終 文 字 , 1 1 行 目 1 文 字 目 不 開 示 部 分 , 1 2 行 目 1 6 文 字 目 , 2 2 文 字 目 不 開 示 部 分 , 5 頁 目 9 行 目
		4 8	③ 6 頁 不 開 示 部 分		○		
		4 9	④ 7 頁 不 開 示 部 分		○	○	6 行 目 不 開 示 部 分 , 1 1 行 目 不 開 示 部 分
3 8	聴 取 書 ⑬	5 0	① 1 頁 2 行 目 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 最 終 文 字 , 3 行 目 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 最 終 文 字 , 4 行 目 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 最 終 文 字 , 5 行 目 7 文 字 目 , 8 文 字 目 , 1 0 文 字 目 , 1 2 文 字 目 , 1 3 文 字 目 , 1 8 文 字 目 , 1 9 文 字 目 , 6 行 目 1 3 文 字 目	○			1 頁 3 行 目 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 最 終 文 字 , 4 行 目 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 最 終 文 字 , 6 行 目 1 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 2 4 文 字 目 , 8 頁 3 行 目 3 文 字 目 不 開 示 部 分 , 最 終 文 字 , 4 行 目 3

		ないし24文字目, 8 行目17文字目ないし 9行目19文字目, 8頁 2行目3文字目ないし 最終文字, 3行目3文 字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし 最終文字, 5行目7文 字目, 8文字目, 10 文字目, 12文字目, 13文字目, 18文字 目, 19文字目, 6行 目13文字目ないし2 4文字目, 14頁電話 番号欄, 聴取者氏名欄 の記載, 16頁電話連 絡先欄, 被聴取者氏名 欄の記載, 17頁電話 連絡先欄, 被聴取者氏 名欄の記載, 19頁電 話連絡先欄, 被聴取者 氏名欄の記載			文字目ないし最終 文字, 6行目 13文字目ない し24文字目, 14頁聴取者氏 名欄の記載, 1 6頁被聴取者氏 名欄の記載, 1 7頁被聴取者氏 名欄の記載, 1 9頁被聴取者氏 名欄の記載
5 1	②1頁11行目ないし 7頁6行目の不開示部 分(項番を除く。), 8頁8行目ないし13 頁15行目(項番を除 く。), 14頁聴取内 容の1行目ないし15 頁3行目(項番を除 く。), 16頁聴取内 容の1行目ないし6行 目(項番を除く。), 17頁聴取内容の1行 目ないし18頁2行目 (項番を除く。), 1 9頁聴取内容の1行目	○		○	1頁目11行目 ないし2頁目9 行目9文字目, 10行目1文字 目ないし5頁3 行目23文字 目, 10行目な いし14行目, 6頁2行目ない し7頁2行目, 8頁8行目ない し12頁目10 行目, 12頁1 7行目ないし1 3頁11行目, 1

			ないし 8 行目（項番を除く。）			4 頁聴取内容の 1 行目 1 文字目 ないし 6 行目 2 2 文字目， 2 5 文字目ないし 1 5 頁 3 行目最終 文字， 1 6 頁聴 取内容の 1 行目 ないし 6 行目， 1 7 頁聴取内容 の 1 行目ないし 1 8 頁 2 行目， 1 9 頁聴取内容 の 1 行目ないし 3 行目
3 9	聴取書 ⑭	5 2	① 1 頁 2 行目 3 文字目 ないし最終文字， 3 行 目 3 文字目ないし最終 文字， 4 行目 3 文字目 ないし最終文字， 5 行 目 7 文字目， 8 文字 目， 1 0 文字目， 1 2 文字目， 1 7 文字目， 1 8 文字目， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文 字目， 8 行目 1 7 文字 目ないし 9 行目 1 9 文 字目， 8 頁電話番号 欄， 聴取者氏名欄の記 載， 9 頁電話番号欄， 聴取者氏名欄の記載， 1 0 頁電話番号欄， 聴 取者氏名欄の記載， 1 1 頁電話番号欄， 聴取 者氏名欄の記載	○		1 頁 4 行目 3 文 字目ないし最終 文字， 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目， 8 頁聴取者氏名欄 の記載， 9 頁聴 取者氏名欄の記 載， 1 0 頁聴取 者氏名欄の記 載， 1 1 頁聴取 者氏名欄の記載
		5 3	② 1 頁 1 1 行目ないし 7 頁 6 行目の不開示部	○	○	1 頁 1 1 行目な いし 2 2 行目 1

			分（項番を除く。）， 8頁聴取内容の1行目 ないし6行目の不開示 部分（項番を除く。）， 9頁聴取内容の1行目 ないし8行目の不開示 部分（項番を除く。）， 10頁聴取内容の1行目 ないし11行目の不開示 部分（項番を除く。）， 11頁聴取内容の1行目 ないし19行目の不開 示部分（項番を除く。）			7文字目，23 行目6文字目な いし4頁20行 目10文字目， 22文字目ない し22行目13 文字目，16文 字目ないし7頁 2行目，8頁聴 取内容の1行目 ないし6行目の 不開示部分（被 災者以外の氏名 を除く。），9 頁聴取内容の1 行目ないし8行 目の不開示部 分，10頁聴取 内容の3行目な いし11行目の 不開示部分，1 1頁聴取内容の 1行目ないし1 9行目の不開示 部分
4 0	聴取書 ⑮	5 4	①1頁2行目3文字目 ないし最終文字，3行 目3文字目ないし最終 文字，4行目3文字目 ないし最終文字，5行 目7文字目，8文字 目，10文字目，12 文字目，13文字目， 18文字目，19文字 目，6行目13文字目 ないし24文字目，8 行目17文字目ないし	○		

			9 行目 20 文字目, 7 頁電話番号欄, 聴取者氏名欄の記載, 8 頁電話番号欄, 聴取者氏名欄の記載				
		5 5	② 1 頁 1 1 行目ないし 6 頁 7 行目の不開示部分 (項番を除く。), 7 頁の聴取内容 1 行目ないし 6 行目, 8 頁の聴取内容 1 行目ないし 9 頁 3 行目	○		○	1 頁 1 1 行目 1 文字目ないし 1 2 行目 6 文字目, 1 3 行目 1 文字目ないし 2 1 行目 1 1 文字目, 最終文字ないし 6 頁 4 行目の不開示部分, 7 頁聴取内容 3 行目ないし 6 行目, 8 頁聴取内容 1 行目ないし 9 頁 3 行目
4 1	聴取書 ⑯	5 6	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 9 文字目, 1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目, 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目, 8 行目 1 7 文字目ないし 9 行目 1 9 文字目	○			1 頁 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 6 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目
		5 7	② 1 頁 1 1 行目ないし 5 頁 1 5 行目の不開示部分 (項番を除く。)	○		○	1 頁 1 1 行目ないし 1 7 行目, 2 0 行目ないし 2 頁 1 5 行目 3 文字目, 2 4 文

							字目ないし4頁7行目16文字目, 19文字目ないし5頁12行目の不開示部分
			③ 1頁5行目5文字目, 6文字目	新たに開示			
4 2	聴取書 ⑰	5 8	① 1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 17文字目, 18文字目, 8行目17文字目ないし9行目23文字目	○			
		5 9	② 1頁11行目ないし5頁4行目(項番を除く。)	○		○	1頁14行目ないし16行目19文字目, 2頁6行目1文字目ないし7行目3文字目, 14行目1文字目ないし15行目14文字目, 17行目4文字目ないし3頁目1行目最終文字, 4頁11行目1文字目ないし21文字目, 13行目1文字目ないし4文字目, 16文字目ないし2

							4 行目 4 文字目, 7 文字目ないし 17 文字目, 20 文字目ないし 5 頁 1 行目最終文字
4 3	聴取書 ⑱	6 0	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 4 行目 3 文字目ないし最終文字, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 10 文字目, 12 文字目, 13 文字目, 18 文字目, 19 文字目, 8 行目 17 文字目ないし 9 行目 21 文字目	○			
		6 1	② 1 頁 1 1 行目ないし 3 頁 18 行目 (項番を除く。), 4 頁ないし 9 頁の不開示部分	○		○	1 頁 1 1 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目, 1 2 行目 20 文字目ないし 1 3 行目最終文字, 2 頁 1 行目ないし 2 1 行目, 3 頁 1 行目, 2 行目, 4 行目ないし 1 7 行目, 4 頁 9 行目, 1 2 行目, 1 3 行目, 5 頁 9 行目, 1 1 行目, 6 頁 9 行目, 1 2 行目, 7 頁 9 行目, 1 2 行目, 8 頁 9 行目, 1

							2行目, 13行目, 9頁9行目, 11行目
4 4	聴取書 ⑱	6 2	① 1頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 9文字目, 11文字目, 12文字目, 17文字目, 18文字目, 8行目21文字目ないし9行目23文字目	○			1頁4行目3文字目ないし最終文字
		6 3	② 1頁11行目ないし4頁3行目(項番を除く。)	○		○	1頁11行目ないし2頁9行目, 2頁12行目ないし3頁5行目(被災者以外の氏名を除く。), 3頁20行目ないし4頁2行目(被災者以外の氏名を除く。)
			③ 1頁5行目5文字目, 6文字目	新たに開示			
4 5	診療履歴について(回答) ②		5頁ないし10頁の不開示部分	新たに開示			
4 6	意見書の提出依頼について ④	6 4	① 61頁印影部分, 72頁不開示部分, 73頁不開示部分, 82頁不開示部分, 83頁不開示部分, 90頁不開	○			

			示部分， 1 0 9 頁不開示部分				
		6 5	② 5 頁ないし 5 4 頁の 不開示部分	○		○	5 頁「主訴及び 自覚症」欄及び 「依頼事項にか かる意見（検査 成績等）」欄， 6 頁「依頼事項 にかかる意見（ 検査成績等）」 欄の 1 行目ない し 2 3 行目， 7 頁不開示部分及 び 8 頁不開示部 分
		6 6	③ 1 0 1 頁ないし 1 0 5 頁不開示部分， 1 1 6 頁不開示部分		○		
			③ 6 2 頁の不開示部 分， 6 5 頁不開示部 分， 6 6 頁不開示部 分， 6 7 頁不開示部 分， 6 8 頁不開示部 分， 1 0 6 頁不開示部 分， 1 0 7 頁不開示部 分， 1 1 0 頁不開示部 分， 1 1 2 頁不開示部 分	新たに開示			
4 7	意見書 の提出 依頼に ついて ⑤	6 7	5 頁印影部分， 8 頁不 開示部分， 9 頁不開示 部分， 1 5 頁不開示部 分， 1 6 頁不開示部 分， 1 7 頁不開示部分	○			9 頁不開示部分 （1 0 行目を除 く。）
			1 2 頁不開示部分， 1 4 頁不開示部分	新たに開示			
4 8	意見書 の提出	6 8	7 頁不開示部分， 8 頁 不開示部分， 2 2 頁医	○			

	依頼について ⑥		師の署名，押印部分， 23頁医師署名部分				
			21頁不開示部分	新たに開示			
49	パンフレット等	69	6頁不開示部分（標題，日付，会社名，代表取締役役職・氏名，社長役職・氏名及び総括部長役職・氏名を除く。），7頁不開示部分（取締役総括部長役職・氏名を除く。）	○			6頁のうち被災者氏名，被災者氏名より上へ4行目及び下1行目部分
			6頁の標題，日付，会社名，代表取締役役職・氏名，社長役職・氏名及び総括部長役職・氏名，7頁の取締役総括部長役職・氏名	新たに開示			
50	就業規則等	70	① 2頁不開示部分，3頁不開示部分，4頁不開示部分（17行目を除く。），6頁不開示部分，7頁不開示部分（15行目を除く。），8頁不開示部分，10頁ないし32頁不開示部分，33頁の「雇入の経過」「照会先」の記載部分，46頁不開示部分，49頁不開示部分，52頁不開示部分，55頁不開示部分，58頁ないし77頁不開示部分，78頁不開示部分，79頁不開示部分，80頁不開示部分		○	○	
		7	② 40頁ないし44頁	○			

		1	不開示部分				
		7 2	③ 4 7 頁不開示部分, 4 8 頁不開示部分, 5 0 頁不開示部分, 5 1 頁不開示部分, 5 3 頁 不開示部分, 5 4 頁不 開示部分, 5 6 頁不開 示部分, 5 7 頁不開示 部分	○	○	○	
			④ 4 頁 1 7 行目, 7 頁 1 5 行目, 9 頁不開示 部分, 3 3 頁の「雇入 の経過」欄及び「照会 先」欄の記載以外の全 て, 4 5 頁不開示部分	新たに開示			
5 1	広島労働局地方労働医員協議会（精神部会）における協議結果について②	7 3	4 頁署名印影部分	○			
			2 頁不開示部分	新たに開示			
5 2	照会（回答）書	7 4	① 1 頁事業場印影部分		○		
		7 5	② 1 2 頁不開示部分	○			
		7 6	③ 2 頁不開示部分, 7 頁ないし 9 頁不開示部 分		○	○	
		7 7	④ 1 頁作成者署名・印 影部分,		○		
			⑤ 6 頁不開示部分	新たに開示			